

東京都

目 次

規

則

○東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則……… 令

-------(総務局人事部制度企画課) … |

東 ○都営住宅の使用料の変更…………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)… 三 ○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更………………………………(同)…

○河川保全区域の指定の一部廃止…………………(建設局河川部指導調整課)… ○令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額…………(福祉保健局総務部職員課)… ○平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、 指定代理金融機

則 教

関及び収納代理金融機関)

の一部改正…………(会計管理局管理部公金管理課)…

九

八 七 七 七 Ħ.

○東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則……

九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (三件)

○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出 ⟨産業労働局商工部地域産業振興課⟩…|○ 同

1

規

則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百 合

子

●東京都規則第二百三十八号

東京都職員互助組合に関する条例施行規則(平成元年東京都規則第五十九号) 東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則 の 一 部

を次のように改正する。 第十三条第二項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める

加え、 の育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は」を「次の 各号を加える 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金は、」に改め、同条に次の る制度に準じて講ずる措置」を加え、 制度」を「に関する制度」に改め、 項 第十五条中「平成三年法律第七十六号」の下に「。以下「育児休業法」という。」 (第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関す 「及び同法第二十三条第一項」を「又は育児休業法第二十三条第二項」に、 「措置」の下に「若しくは育児休業法第二十四条第 「その育児休業等を開始した日の属する月からそ

業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月 属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休

二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日 する場合には、育児休業法第九条の五第四項の規定に基づき当該派遣事業適用組合 当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日 属する月とが同一であり、 員を使用する委託団体が当該派遣事業適用組合員を就業させる日数 が当該派遣事業適用組合員を就業させる時間数を当該派遣事業適用組合員に係る一 (派遣事業適用組合員が育児休業法第九条の二第一項に規定する出生時育児休業を かつ、その育児休業等を開始した日の属する月における (当該委託団体

別表第二

二の部一の

切り捨てた数)をいう。)を除いた日数) の号の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。)が十四日以上である 児休業等とみなされる場合を除く。)には、これらの育児休業等につきそれぞれこ 該月において二以上の育児休業等をする場合 日の所定労働時間数で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、 (ただし、当該派遣事業適用組合員が当 (次項の規定によりその全部が一の育 これを

第十五条に次の一項を加える

令和4年12月28日(水曜日)

2 等とみなす。 ない場合を含む。 とその次の育児休業等を開始した日との間に当該派遣事業適用組合員が勤務した日が 組合員が二以上の育児休業等をしている場合であって、一の育児休業等を終了した日 派遣事業適用組合員が連続する二以上の育児休業等をしている場合 における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業 (派遣事業適用

附 則

する条例施行規則の規定は、 この規則は、 公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員互助組合に関 令和四年十二月一日から適用する。

訓

令

●東京都訓令第六十八号

庁 中

所 庁

委 員 会 事 務 局

業

収 事 支

用

東京都職員の標準職務遂行能力を定める規程 (平成二十八年東京都訓令第五十九号 労 働 委 員 会 事 務 局

部を次のように改正する。

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百 合

款二の項中「患者」を「患者等」に改め、 同部四の款一の項を 子

次のように改める。

営 組織運 コストの削減等に向けた取組の推進、部の責任者として、収益力の強化、 突発的な業務への対応等柔軟で効率的

な組織運営を行っている。

織運営を行っている。 他部署とも密接に連携し、 円滑な組

ンプライアンスを徹底した職場管理を 応じたマネジメントを行いながら、コ 行うなど、職員が働きやすい職場づく 部の責任者として、スタッフ構成に

次のように改める。

別表第二 三の部

一の款二の項中「患者」を「患者等」に改め、

同部四の款一の項を

りに取り組んでいる。

組織運 コストに係る意識の徹底、突発的な

営

営を行っている。 業務への対応等柔軟で効率的な組織運 他科及び関連部門とも密接に連携し

いる。が働きやすい職場づくりに取り組んで を徹底した職場管理を行うなど、職員 円滑な組織運営を行っている。 方を尊重しながら、コンプライアンス 個々のスタッフの状況に応じた働き

別表第二 四の部 の 款 一の項中 「患者」 を「患者等」に改め、 同部四の款 の項を

次のように改める。

営 組織運 理解し、 **「解し、効率的な医療の提供に努めてコストの管理、保険診療等について**

営を行っている。 スタッフ等と協力して円滑な病棟運

附 則

の改正規定は、 この訓令は、 同年四月一日から施行する。 令和五年一 月一日から施行する。 ただし、 別表第二 二の部及び三の

部

3

●東京都告示第千六百三十一号 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

示

告

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の

第三項の規定により告示する。 ように変更し、令和五年一月一日から実施するので、同条 令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百 · 合 子

		I	T				
種	[構 造	· 名	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (7号棟)	中央区勝どき5-8	33. 6	1	28, 200	53, 300
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)	中央区明石町2-4	34. 3	1	29,600	62, 300
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート (2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36, 900	74, 000
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート (1号棟)	中央区勝どき6-6	51, 2	1	45, 100	98, 100
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34. 3	1	33, 100	84, 700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42. 2	1	40, 900	92, 100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (5号棟)	新宿区戸山2-5	38. 3	1	32,000	75, 600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (14号棟)	新宿区戸山2-14	38. 3	1	32, 000	75, 600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2-15	38. 3	1	32, 000	75, 600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (26号棟)	新宿区戸山2-26	33. 8	1	28, 400	73, 400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2-20	38. 3	1	32, 600	74, 900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40. 1	1	33, 800	86, 900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (35号棟)	新宿区戸山2-35	40. 1	1	34, 200	82, 700
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34. 4	1	29, 200	51, 200
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート (15号棟)	文京区本郷1-35	37. 3	1	33, 200	68, 300
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (36号棟)	墨田区文花1-28	37. 8	1	25, 800	47, 500
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (1号棟)	墨田区江東橋4-30	43, 9	1	33, 100	62, 300
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43. 9	1	33, 100	62, 300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55. 9	1	40, 600	74, 400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55. 9	1	40, 600	74, 400
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (3号棟)	江東区亀戸7-56	36. 6	1	28, 500	43, 700
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (9号棟)	江東区亀戸7-57	39. 0	1	31,000	46, 800
一般都営	高層耐火	南砂三丁目第3アパート(1号棟)	江東区南砂3-2	61. 5	1	53, 800	113, 700
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート (1号棟)	江東区大島8-42	33. 7	1	25, 700	31,500
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37. 9	1	29, 500	50, 900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(18号棟)	江東区東砂2-13	33, 4	1	26, 200	42,600
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37. 9	2	30, 700	39, 300
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (2号棟)	江東区東陽3-22	34. 4	1	27, 900	36, 900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (2号棟)	江東区東雲1-8	37. 9	1	30, 300	52, 200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (17号棟)	江東区南砂4-4	43. 9	1	36, 700	49, 500
一般都営	高層耐火	豊洲五丁目アパート (5号棟)	江東区豊洲5-3	74. 6	1	65, 900	140, 500
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41. 6	78	36,000	83, 700
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37. 9	2	33, 200	80, 700

種	類	構 造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
	都賞	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34. 4	1	30, 100	78, 200
			東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34. 3	3	29,000	45, 200
AK	都営		東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34. 3	2	29, 400	47,000
	都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37. 9	1	32, 500	49, 800
		高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59, 6	1	52, 300	99, 600
	都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)	品川区八潮5-10	59, 6	1	52, 500	101, 500
一般	都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32. 9	1	26,000	37, 000
一般			大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59, 6	1	49, 900	85, 300
		中層耐火	笹塚二丁目アパート (14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38. 7	1	32, 700	89,000
一般	都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)	渋谷区幡ケ谷2-56	38. 7	2	32, 900	56, 800
一般	都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34. 3	1	32, 300	98, 600
一般	都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(11号棟)	北区滝野川3-69	39. 0	1	30, 400	56, 200
一般	都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下3-24	51. 0	1	38, 800	72, 700
张	都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(6号棟)	板橋区前野町2-26	55, 9	1	42, 800	82, 800
一般	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(9号棟)	練馬区北町6-9	51. 0	2	39, 800	84, 900
一般	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(5号棟)	練馬区北町6-5	47. 5	1	37, 100	79, 000
	都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18	48. 1	1	37, 800	81, 200
一般	都営	中層耐火	南田中アパート(47号棟)	練馬区石神井町1-1	33. 4	1	24, 500	49, 700
一般	都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート (1号棟)	練馬区関町北3-33	55. 9	1	43, 300	85, 800
	都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート(4号棟)	練馬区春日町4-4	55. 9	1	43, 400	84, 700
一:彤	都営	中層耐火	伊興町第2アパート (5号棟)	足立区西竹の塚1-10	55. 9	2	41, 200	78, 200
一般	都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)	足立区中央本町5-17	55. 9	1	40, 700	76, 500
一般	都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34. 3	2	23, 600	37, 600
船	都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (16号棟)	足立区西保木間3-14	51. 2	1	36, 100	62, 700
一般	都営	中層耐火	六月町一丁目アパート (1号棟)	足立区六月1-33	37. 3	1	25, 200	42, 300
一般	都営	中層耐火	保木間第4アパート(6号棟)	足立区東保木間1-5	33. 4	2	22, 400	37, 700
一彤	都営	中層耐火	保木間第4アパート(11号棟)	足立区東保木間1-5	33. 4	1	22, 400	37, 700
一彤	都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37. 9	1	25, 600	40, 900
		中層耐火	六ツ木町アパート (2号棟)	足立区六木1-5	35, 7	1	23, 900	38, 200
一般	都営	中層耐火	六ツ木町アパート (6号棟)	足立区六木1-5	35. 7	1	23, 900	38, 200
一般	都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)	足立区南花畑4-11	35. 7	1	24, 300	42, 800
一般	都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38. 3	1	25, 700	38, 700
一般	都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (2号棟)	足立区西新井6-15	42. 3	1	29, 800	45, 500

種	類	構 造	· 名	称 位 置	規模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般	都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (7号棟)	足立区加賀2-31	55. 9	1	39, 700	68, 100
一般	都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51. 2	1	38, 000	74, 600
一般	都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	51. 2	1	37, 900	70, 100
一般	都営	高層耐火	東堀切二丁目第2アパート(7号棟)	葛飾区東堀切2-28	48. 6	1	37, 900	74, 300
一般	都営	中層耐火	亀有一丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-13	51.0	1	38, 400	76, 300
一般	都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート (1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55. 9	1	42, 400	70, 500
一般	都営	高層耐火	平井一丁目アパート (11号棟)	江戸川区平井3-4	37. 9	1	27, 800	50, 100
一般	都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	1	44, 100	81, 700
一般	都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55. 9	2	44, 500	89, 200
一般	都営	高層耐火	臨海町五丁目アパート (2号棟)	江戸川区臨海町5-1	74. 6	1	60, 600	122, 300
一般	都営	中層耐火	八王子高倉町第2アパート(1号棟)	八王子市高倉町12-4	59. 6	1	34, 500	67, 700
一般	都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)	立川市富士見町6-55	52. 4	1	28, 300	53, 100
一般	都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート (51号棟)	立川市富士見町6-51	50. 9	1	27, 900	56, 800
一般	都営	中層耐火	境五丁目アパート (1号棟)	武蔵野市境5-28	55. 9	1	42, 100	89, 600
一般	都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境5-28	48. 1	1	36, 300	77, 100
一般	都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62. 1	1	47, 700	106, 700
一般	都営	中層耐火	境二丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境2-6	60. 9	1	45, 900	103, 90
一般	都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-25	51. 0	1	36, 800	78, 30
一般	都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(20号棟)	三鷹市上連雀6-6	39. 0	1	27, 100	61, 60
一般	都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート (2号棟)	三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37, 100	76, 00
一般	都営	中層耐火	染地一丁目アパート (1号棟)	調布市染地1-1	60. 2	1	36, 300	87, 200
一般	都営	中層耐火	忠生二丁目アパート (1号棟)	町田市忠生2-26	51. 0	1	27, 300	49, 700
一般	都営	中層耐火	日野三沢アパート (1号棟)	日野市三沢1130-2	38. 3	1	18, 200	37, 50
一般	都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート (5号棟)	東村山市秋津町5-1	62. 1	1	37, 500	77, 900
一般	都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (2号棟)	東村山市富士見町2-9	42. 3	1	22, 900	44, 400
一般	都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート (1号棟)	東村山市青葉町3-1	55. 9	1	31, 300	56, 500
一般	都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(14号棟)	国立市北3-22	48. 1	1	27, 300	59, 400
一般	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	中層耐火		国立市東2-26	42. 3	1	24, 000	64, 600
一般		高層耐火	田無本町四丁目アパート (1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30, 200	71, 200
一般			田無北原町アパート (7号棟)	西東京市北原町2-2	61. 3	1	38, 600	86, 30
一般		中層耐火		西東京市北原町2-2	58. 1	1	36, 600	81, 800
		中層耐火		西東京市西原町1-7	51. 1	1	31, 400	70, 50
一般	都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (5号棟)	西東京市南町3-23	61. 3	1	38, 900	91, 50

種類構造名	東京都	公 報	戸数(戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	(第17730号) 近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
 一般都営 中層耐火 田無本町七丁目アパート (11号棟)	西東京市田無町7-6	51. 0	1	28, 600	63, 700
一般都営 中層耐火 田無本町七丁目アパート (21号棟)	西東京市田無町7-12	56, 8	1	34,000	-
一般都営中層耐火田無本町七丁目アパート(23号棟)	西東京市田無町7-13	56. 8	1	 	
一般都営 中層耐火 田無向台三丁目第2アパート (30号棟)	西東京市向台町3-1	55. 9	1	33, 100	
一般都営 中層耐火 狛江アパート (14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37. 0	1	11,500	
一般都営 中層耐火 狛江アパート (27号棟)	狛江市和泉本町4-7	33. 4	1	,	
一般都営 中層耐火 狛江アパート (29号棟) 一般都営 中層耐火 狛江アパート (43号棟)		33. 4 37. 3	1	,	
一般都営 中層耐火 狛江アパート (43号棟) 一般都営 中層耐火 狛江アパート (44号棟)	加江市和泉本町4-7 加江市和泉本町4-7	37.3	1	18, 500	
一般都営 中層耐火 多摩ニュータウン諏訪団地 (4-4-2号棟)	多摩市諏訪4-4	56, 8	1		
一般都営 中層耐火 多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40. 1	2		-
一般都営 中層耐火 多摩ニュータウン落合団地 (4-4-1号棟)	多摩市落合4-4	51. 1	1	25, 800	38, 900
一般都営 中層耐火 多摩ニュータウン貝取団地 (5-1-3号棟)	多摩市貝取5-1	55. 9	2	29, 200	51, 800
				東京が東三条第三項の規定により第三条第三項の規定により	き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(第	177	730号)								東		都	Ü	` :	報			令和	[]4年	12)	月28	日(水	曜日)	6
同右	同右	(1号棟) 江北七丁目アパート	同右	同右	同右	同右	(4号棟) 江北七丁目アパート	同右	同右	同右	(5号棟) 江北七丁目アパート	同右	同右	同右	同右	同右	(1号棟) 双葉町アパート	同右	同右	同右	同右	(1号棟) 東砂二丁目第2アパート	名称	
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	足立区江北七丁目十二番	同右	同右	同右	同右	同右	板橋区双葉町三十一番	同右	同右	同右	同右	江東区東砂二丁目十二番	位置	
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	高層耐火	中層耐火	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	高層耐火	構造及	
四七・八平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	五七・四平方メートル	四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	同右	三四・六平方メートル	五七・四平方メートル	四七・八平方メートル	四七・九平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	五七・五平方メートル	四七・八平方メートル	四八・〇平方メートル	四〇・四平方メートル	三四・六平方メートル	構造及び規模	
九戸	同右	三六戸	一二戸	同右	六戸	四八戸	二四戸	同右	六戸	同右	三六戸	一〇戸	同右	同右	六戸	三〇戸	四三戸	八戸	一八戸	一七戸	同右	九六戸	戸数	
三八、八〇〇円	三二、八〇〇円	二八、一〇〇円	四六、六〇〇円	三八、八〇〇円	三八、九〇〇円	三二、八〇〇円	二八、一〇〇円	三八、八〇〇円	三八、九〇〇円	三二、八〇〇円	二八、一〇〇円	三〇、六〇〇円	五〇、七〇〇円	四二、二〇〇円	四二、三〇〇円	三五、七〇〇円	三〇、六〇〇円	五五、二〇〇円	四五、九〇〇円	四六、一〇〇円	三八、八〇〇円	三三、二〇〇円	額一戸につき) の者に適用される使用料(月の者に適用される使用料(月	収入の額が一三九、〇〇〇円
九九、五〇〇円	八四、〇〇〇円	七一、九〇〇円	一一八、〇〇〇円	九八、四〇〇円	九八、五〇〇円	八三、〇〇〇円	七一、一〇〇円	同右	九八、七〇〇円	八三、三〇〇円	七一、三〇〇円	七三、七〇〇円	一二二、四〇〇円	同右	一〇二、一〇〇円	八六、一〇〇円	七三、七〇〇円	一一一、三〇〇円	九二、七〇〇円	九三、〇〇〇円	七八、二〇〇円	六七、〇〇〇円	でき) 家賃 (月額一戸に 近傍同種の住宅の	

7

●東京都告示第千六百三十三号

る。 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都 日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示す 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年一月一 いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

令和四年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百 合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35. 5	2	30, 200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(14号棟)	江東区南砂5-24	33. 4	1	26, 000
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-2号棟)	渋谷区幡ケ谷2-52	36. 4	2	31, 100
	中層耐火	西保木間三丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間3-2	33. 4	1	22, 500
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59. 8	1	47, 200

●東京都告示第千六百三十四号

九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、 駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条に 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)

令和四年十二月二十八日

おいて準用する第三条第三項の規定により、告示する。

東京都知事

小 池 百合子

場東京街道アパート駐車 称 東大和市清原一丁目 一番ほか 位 七八六区画 区画数

名

●東京都告示第千六百三十五号

施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定 に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

令和四年十二月二十八日 東京都知事

額を次のとおり告示する。

小 池 百 合子 (第17730号)

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	麻薬中毒者相談員	時間額	1,600円

された、昭和十七年八月二十七日付東京府告示第九百三十 条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみな 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十三

て二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。 なお、関係図書は、令和四年十二月二十八日から起算し 令和四年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百 合子

廃止する。

八号に係る土地の区域のうち、次の区域の河川保全区域を

廃止する区域(別図のとおり) 江戸川区小松川一丁目一番一地内 荒川水系一級河川旧中川

河川の名称

同 同 同

所五千四百八十七番一地内

番五

所同番一地先

附 則

この告示は、 令和五年一月一日から施行する。

●東京都告示第千六百三十六号

江戸川区小松川

廃止箇所

荒 川

一丁目

9

江東区大島

伯中

九丁目

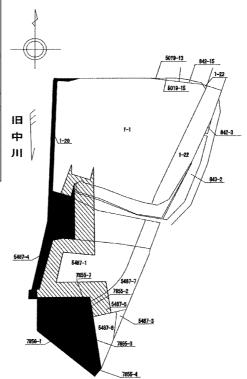
江東区東砂 二丁目

別 义

江戸 川区小松川一丁目地内

旧中川河川区

\mathbb{Z} 廃止する河川保全区域



●東京都告示第千六百三十七号

次のように改正し、令和五年一月四日から施行する。 機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を 平成七年東京都告示第三百三十二号 (東京都の指定金融

令和四年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百 合子

三の表□の部株式会社新生銀行の項中「株式会社新生銀 を「株式会社SBI新生銀行」に改める。

則 教

規

の一部を改正する規則を公布する。 東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則

令和四年十二月二十八日

京 都 教

育

委

員

会

●東京都教育委員会規則第八十三号

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を

(平成二十八年東京都教育委員会規則第二十三号)の一部 東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則 定める規則の一部を改正する規則

に改め、同部四の款一の項を次のように改める。

別表第三 一の部一の款二の項中「患者」を「患者等」

を次のように改正する。

則

附

理解し、 営を行っている。 スタッフ等と協力して円滑な病棟運 ·解し、効率的な医療の提供に努めてコストの管理、保険診療等について

営

組織運

_	(第	1773	30号	<u>,</u>									東	Ţ	京	都	3 2	<u>公</u>	報				令和4	年1	2月:	28⊧	(水	曜日)	10
	七 変更前の小売業者 株式会社東京ポンパドゥルほか二	代表者名の一様本の英名	だ百多つな星季り 見く	代表者名 出口 秀臣	新子 (大学)	四 设置皆主听 埃芬玄弋々木二丁目二番二字	開発開発を表する。	安置音句 株代会士ジェイアーレ東日本部	二 店舗所在地 - 葛飾区亀有三丁目二十五番一号	一 店舗名 亀有ショッピングセンター	東京都知事 小 池 百合子	令和四年十二月二十八日	一号)に到着するよう提出してください。		日式の四月以内に見見者	添えて、今田四年トニ月ニトし日から四月以内こ東京郡宦	あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に	とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下	ついて	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に	公告		この規則は、令和五年一月一日から施行する。
f	四	三		=	_				十八				十七			十六	十五	十四四		十三	 	<u>. </u>	+		十		九		八	
	設置者住所	設置者名		店舗所在地	店舗名				八縦覧時間				心 縦覧期間			ハ縦覧場所	五 届出日	変更日	者の代表者名		者の代表者名	変更前り	者の住所変更後の小売業	の住所	変更前の小売業者	称	業者の氏名又は名変更を行った小売	の氏名又は名称	変更後の小売業者	の氏名又は名称
	渋谷区恵比寿四丁目一番十八号	株式会社アトレ		武蔵野市吉祥寺南町一丁目一番二	アトレ吉祥寺		時までを除く。	Ļ		休日を除く。		東京都の休日に関する条例(平成日年の月二十万日間で、たたし	八日まだ。月二十八日	一号)		東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年十一月二十五日	令和四年八月十五日ほか	ドゥル)ほか	三藤 貴史(株式会社東京ポンパ	ドゥル)ほか三藤一選男(林宝会を東方オンノ	室男 (朱代	二十二(万星食品株式会社)ほか一千葉県松戸市松戸新田二十三番地	食品株式会社)ほか	12		一名株式会社東京ポンパドゥルほか十一		株式会社東京ポンパドゥルほか二	十四名
			_	•			十六				-	十 五		十四四	† =		<u>+</u> =	-	_	+		九		八			七	六		五.
	j j	店舗所在地	序 全				縦覧時間					縦覧期間		縦覧場所	届出日			者の代表者名の代表者名	で 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	の代表者名変更前の小売業者	の住所	変更後の小売業者	Ø. 自	変更前の小売業者	称	業者の氏名又は名	変更を行った小売	の氏名又は呂尓変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者
	ほかー	府中市四谷五丁目二十三番地十二	店 オームセンターニーナン府中四名	1 1 - / f		時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一年前九時三十分から午後四時三十	4 1 7 B	木目を余く。 元年東京都条例第十号)に定める	ごごびびで見られた。こだり。 東京都の休日に関する条例(平成	五年四月二十八日まで。ただし、	令和四年十二月二十八日から令和	一号) お野部(兼宿区西兼宿二丁目ノ者	辰 果 《 所 写 互 所 写 二 目 し 季 東 京 都 産 業 労 働 局 商 工 部 地 域 産 業	令和四年十二月 <i>八</i> 日		令和四年九月七日ほか	プホールディングス) ほかり上	全て(株代会社ペレブ	ホールディングス)ほか松尾 勇(株式会社パルグループ	社べ	中野区中野四丁目二番十二号(株	ベストラインズ)ほかる音(校式会社	友育ペンス三百百分至(未完会上 杉並区西荻南三丁目七番十二号西		九名	株式会社ベストラインズほか二十一	卜八名 株式会社ベストラインズほか百四	十五名	株式会社ベストラインズほか百五

_	11	令	和4	年1	2月	28	日 ((水晴	星日)			<u> </u>	ŧ_	京	都	公	<u>\</u>	報									(8	第17	730	号)
	あっ	にあ	とす	Ť	ا ح	その	準田	舗の	一	+					+				-	+		į	九	八	七	六		五.	四	三
	ては所在地)	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	とする者は、意見の内容	社会	よる、去育した育二百	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	でする法第五条第三項	舗の変更について届出があ	「法」という。)第六条	大規模小売店舗立地法	ついて	大規模小売店舗立			縦覧時間				対 目 / 主 / 目 - 	縦覧期間		j	縦覧揚听	届出日	変更日	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	設置者住所	設置者名
	三 意見を述べる理由」を記載した書面を	の代表者の氏名)□住所(団体に	意見の内容を記載した書面に「川氏名(団体		八条第二頁の見定こ志づき、意見を述べよう	縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	:あったので、同条第三項において)第六条第二項の規定により大規模小売店	1(平成十年法律第九十一号。以下		売店舗立地法に基づく変更の届出に		時までを除く。	こだ ノ、三二 パッニ三十分から午後四時	休日を除く。	元年東京都条例第十号)に定める	東京都の休日に関する条例(平成	年四月二十八日まで。ただし	令和四年十二月二十八日から令和			東京都産業労動局商工部地域産業	四年十二月九日	令和四年九月二十二日ほか	株式会社西友ほか六名		合同会社西友ほか五名	千代田区丸の内一丁目五番一号	三菱HCキャピタル株式会社
ſ						十一				十		九	八	七		7	六		3	Ŧī.		四	三	=	_			므	業	添
	ついて	大規模小売店舗立				一縦覧時間				縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	及び容量	の保管施設の位置	変更後の廃棄物等	及び容量	の保管施設の位置	変更前の廃棄物等		設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名	東立	令和四年十二月二十八	号)に到着するよう提出してください	業労働局商工部地域産業振興課	添えて、令和四年十二月二十八
		売店舗立地法に基づく廃止の届出に		財富でを除く	分まで、ただし、正午から午後一	午前九時三十分から午後四時三十一	休日を除く。	元年東京都条例第十号)に定める	東京都の休日に関する条例(平成五年四月二十万日までしたたし	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年十二月十三日	令和四年十二月十四日		トロルイ	店舗南側ほか 四十九・三八立方		トロルク	店舗南側ほか 四十九・三八立方	十番地一	神奈川県横浜市中区本町六丁目五	独立行政法人都市再生機構	板橋区高島平二丁目三十三番一号	高島平団地2-33-1号棟	東京都知事 小 池 百合子	-八日	出してください。	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	二十八日から四月以内に東京都産
																			ル以下となる日	が千平方メート クネロ年十一月十五日	ち浦旬責の合計	三 設置者名 独立行政法人都市再生機構	二 店舗所在地 江戸川区西葛西五丁目八番	一 店舗名 小島町二丁目団地四号棟・五号棟	東京都知事 小 池 百合子	令和四年十二月二十八日	る。	があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す	条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六

_	(第17730号)	東	京	都	公	報	令和4年12月28日(水曜日	1) 12
 発 行								
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163								
話家								
○ 新								
三宿								
二 檔 京 📗								
二								
- j								
一番								
(代 一								
郵便番号								
定 価								
一本								
. 胃 7								
野 送 六								
料 、 を 六								
含 三 [
印刷所								
電 東 勝								
ਜ਼ ਸ਼ お 美								
○ 文 二								
三 堂 町								
八								
三一株								
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号101								
一 番 会								
ン号社								
郵便番号 ┃ 13-0001 ┃								
FSC ミックス 版 FSC* C006270								
FSC ミックス								
#E FSC* C006270								